



平成 27 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 サクセスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 野口 洋
(コード：6065 東証第一部)
問合せ先 管理部経理グループマネジャー 菅原 雄亮
電話番号 0466-55-5110

第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、ジェイコムホールディングス株式会社（証券コード：2462、株式会社東京証券取引所市場第一部。以下「ジェイコムホールディングス」といいます。）に対して、第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本新株予約権」といいます。）の募集（以下「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 27 年 11 月 2 日
(2) 新株予約権の総数	10 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 100,000,000 円（金額 100 円につき金 100 円） 本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	744,047 株
(5) 資金調達額	1,000,000,000 円
(6) 転換価額	1 株当たり 1,344 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、ジェイコムホールディングスに全額を割り当てる。
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的・背景

当社は、当社の 100%子会社である株式会社サクセスアカデミーとともに当社のグループ（以下「当社グループ」といいます。）を構成して保育事業を営んでおり、同事業は、「受託保育事業」と「公的保育事業」の 2 つに分かれております。「受託保育事業」とは、病院、大学、企業などに勤務されている保護

者向けの保育施設の運営を受託する事業であります。子育てをしながら働くためには、保育サービスが必要になりますが、特に、不規則な勤務時間となるような職場環境では、幼稚園や認可保育園だけでは十分な保育をまかなえてはいけません。また、都市部では認可保育園などへの入園を希望しても、待機児童が多いために入園できない状況もあります。そのような環境にあつて、当事業では、病院や大学、企業などが、従業員等のために開設した保育施設の運営を受託しております。一方、「公的保育事業」とは、認可保育園や認証保育所、学童クラブや児童館、全児童対策事業施設といった公的な保育施設を運営する事業であります。

昨今、待機児童が社会問題化しており、政府及び地方自治体において、解消に向け注力されていることは周知のとおりです。このような社会環境の中、保育事業を営む企業においては、できるだけ多くの保育施設を開設することが将来の成長に不可欠となっております。また、保育施設はひとたび新設されると、長期間にわたって、新設された当該地域に根ざすものであるため、他社よりも先行して保育施設を新設することも経営上重要な課題となっております。しかしながら、少子高齢化が進み、どの業界においても人材の確保が経営課題となる中、保育業界においても圧倒的に人材が不足しており、迅速かつ十分な新規開設ができない状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、共働きや核家族化などにより子育て環境が大きく変化している中で、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を暖かく育んでいくことが、当社の使命と考えております。保育のプロとしての自覚と責任をもって一人ひとり異なる家庭環境や成長度を踏まえながら、柔軟に向き合い、個性を育み、それぞれの成長段階にふさわしい「生きる力」を身につけさせる保育を目指します。一人でも多くの保護者の方に保育サービスを提供すべく保育施設の新規開設を進め、待機児童の新規受け入れを行うものであります。また、当社は、平成 27 年 7 月 3 日、「総合人材サービス事業」、「介護関連サービス事業」及び「マルチメディアサービス事業」をグループ全体で営むジェイコムホールディングスの連結子会社となりました。そして、ジェイコムホールディングスの連結子会社となることにより、その基幹事業会社の一つである総合人材サービス事業を営むジェイコム株式会社（以下「ジェイコム」といいます。）の持つ求人ボリューム及び採用ノウハウ、潜在求職者を戦力化する育成ノウハウを活用できる体制が整いました。このような体制が整ったことに伴い、当社は、保育施設の新規開設に必要な人材の確保が可能になったと判断し、保育施設の新規開設計画数を年間 10 施設から年間 20 施設へと増加すること、及び、そのために必要な資金を早期に調達することを決定いたしました。また、平成 27 年 9 月 17 日、ジェイコムホールディングスより、かかる必要な資金の提供について申し出を受け、同社と協議を行ってまいりました。

（2）本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について検討をいたしました。

まず、本件第三者割当の資金用途は、後記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、保育施設の新規開設に伴う設備投資等であります。これらについて、その資金調達手法としては、本新株予約権付社債の発行以外にも、金融機関からの借入、普通社債の発行、新株予約権の発行、及び、普通株式の発行が考えられますが、以下の理由から、最終的に本新株予約権付社債の発行が最も適切な資金調達手法であるとの判断に至りました。

金融機関からの借入については、当社は、平成 27 年 6 月末日時点で 3,547 百万円の借入金があり、当初計画上の保育施設の新規開設に資金が必要な状況である中で、当初計画を上回る新規開設にかかる投資資金を借入金で賄った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、借入金による資金調達は困難であると判断いたしました。

普通社債の発行については、金融機関からの借入と同様に純粋な負債を構成するものであり、償還リスク及び発行価額に対する費用の負担があること、また、転換社債型の新株予約権付社債と比較して一

般的に金利負担も高いことから、資金調達手法の選択肢として適切ではないと判断いたしました。

新株予約権の発行については、その発行時及び権利行使時に段階的に資金を調達できるのみであり、転換社債型の新株予約権付社債のように発行総額を一括して調達することができないという点で、資金調達手法の選択肢としては適切ではないと判断いたしました。

単純な増資による普通株式の発行については、転換社債型の新株予約権付社債と比較して、直ちに株式価値の希薄化を引き起こし、既存株主の利益を損なうおそれがあること及び配当コストが生じることなどから、資金調達手法としては適切ではないと判断いたしました。

以上の各種資金調達手法の比較検討の結果、資本金による資金調達を前提としつつ、直ちに株式価値の希薄化を生じさせず、一括で資金を調達でき、かつ、金利負担を低く抑えることのできる転換社債型の新株予約権付社債の発行による資金調達が最も適切な手法であるとの判断に至りました。

特に、本新株予約権付社債においては、本社債の利率を0%（無利息）としている点で、借入金又は普通社債の発行にはないメリットを得ることができ、また、本新株予約権付社債の転換条件を当社の経常利益の達成度に応じたものに設定することにより、株式価値の希薄化が生じる場面が限定されるという点で、普通株式の発行にはないメリットを得ることができます。加えて、本新株予約権付社債を発行することにより、一括して発行総額を調達することができるという点で、新株予約権の発行にはないメリットを得ることができます。

さらに、資金の調達方法としては、第三者割当の他、公募増資や株主割当増資といった方法もありますが、本件第三者割当は、当社とジェイコムホールディングスとの相互の強みを生かすことによって、両社の中期計画の達成を目指すものであって、そのために必要な資金の提供を親会社であるジェイコムホールディングスに供与してもらうという特定の者との関係を前提とする第三者割当の方法に馴染むものである一方、特定の者との提携関係を必ずしも前提としない公募増資や株主割当増資といった方法に馴染むものではないこと、並びに、本件第三者割当による資金調達の確実性及び資金を早期に調達し保育施設の新規開設についてスピード感を持って進めることという観点から、当社による今回の資金調達については第三者割当の方法によるものとしております。

また、本件第三者割当の目的は、保育施設の年間新規開設計画数の増加に対応することであり、親会社であるジェイコムホールディングスにとって連結子会社に当たる当社の業績は、ジェイコムホールディングスの中期計画の達成にも大きく影響してくることから、お互いが当事者意識を持って新規開設数の増加に向け取り組むことが必要と考え、ジェイコムホールディングスに当社の資本を保有してもらうことが適切であると判断いたしました。

なお、支配株主に対する第三者割当であること、及び、既存株主の持株比率の希薄化が生じることへの配慮を意図し、資金調達のスキームとしては、全株主の利益となるよう、本社債の利率を0%（無利息）とした上で、経常利益の額が一定基準を超えない限り本新株予約権を行使できないという転換条件を設定した新株予約権付社債を採用いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	6,200,000円
③ 差引手取概算額	993,800,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権付社債評価費用、登記関連費用及びその他費用です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的・背景」に記載のとおり、当社が年間 20 施設に増加した保育施設の新規開設計画数を達成するためには、新規設備投資等が必要となります。

本件第三者割当による上記の差引手取概算額 993,800 千円については、今後開設する保育施設においてそれぞれ必要となる設備（施設の賃借に必要な敷金・権利金 150,000 千円、内装工事 750,000 千円、什器備品など 93,800 千円）にかかる資金に充当する予定であります。

具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
保育施設の新規開設	993,800	平成 28 年 2 月～平成 30 年 2 月

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本件第三者割当による資金調達は、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な用途」記載のとおり、保育施設の新規開設の設備投資等に必要な資金に充当する予定ですが、かかる設備投資により、年間の新規開設計画数を増加させ、事業拡大のスピードを上げ、先行投資の回収時期の早期化が可能になることから、これは収益力の増加に資するものであり、本件第三者割当の資金用途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行条件を決定するにあたっては、公正性を期すため、独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、平成 27 年 10 月 14 日付で、当該算定機関より本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本件評価報告書」といいます。）を取得しております。ブルータスは、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価 (1,344 円)、転換価格 (1,344 円)、配当率 (2.23%)、権利行使期間 (平成 29 年 8 月 1 日から平成 34 年 11 月 1 日まで)、無リスク利率 (0.094%)、株価変動性 (約 50.89%)、割引率 (0.81%)、当社の行動（基本的に割当予定先の転換を待つ）並びに割当予定先の行動（行使条件が達成された場合、満期日において、転換可能な割合全てを転換する）について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権付社債 1 個当たり 97,400,000 円と評価しました。

当社は、上記算定結果をもとに、本新株予約権付社債 1 個の払込金額を金 100,000,000 円（金額 100 円につき金 100 円）と決定いたしました。当社は、ブルータスは、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した第三者算定機関であり、価値評価について採用されている前提条件等は合理的であると判断されること、また本新株予約権付社債の実質的な対価（金額 100 円当たり金 100 円）がブルータスの算定した公正価格を下回る水準ではないことを理由として、本新株予約権付社債の発行が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 10 月 14 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における普通株式の終値 1,344 円を参考とし、1 株当たり 1,344 円（ディスカウント率 0%）に決定いたしました。転換価額の決定については、取締役会決議日の直前営業日終値を参考値として採用した理由は、ジェイコムホールディングスとの協議を重ねた結果、本新株予約権付社債の転換条件として当社の一定以上の業績達成が付されていることから、転換時における希薄化による株価下落を考慮する必要性

は低いこと、割当予定先であるジェイコムホールディングスは、当社の親会社として、当社の企業価値の向上、及び、それに伴う現状の株価からの上昇を目指すものであることから、直近の株価を参照することが望ましいと判断したためです。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値単純平均値（1,270円）に対して5.83%のプレミアム、同直前営業日から3ヶ月間遡った期間の終値単純平均値（1,231円）に対して9.18%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値単純平均値（1,267円）に対して6.08%のプレミアムとなっております。

また、当社監査役全員から、本新株予約権付社債の発行条件の決定においては、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスから本件評価報告書を受領しており、プルータスの価値算定の前提条件等は合理的であり、公正価値の評価結果については妥当であると判断されること、本新株予約権付社債の実質的な対価がプルータスの算定した公正価値を下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行による潜在株式数は744,047株（議決権数7,440個）であり、平成27年8月10日現在の当社の発行済株式総数5,241,000株（議決権数52,398個）に対して14.20%（総議決権数に対して14.20%、小数点以下第3位を四捨五入）の割合で既存株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社としては、前述のとおり、今回の資金調達により、保育施設の年間の新規開設計画数を増加させ、事業拡大のスピードを上げ、先行投資の回収時期の早期化が可能になることにより当社グループの利益成長が見込めるものと考えております。また、本新株予約権は、当社の経常利益の額が一定基準を超えた場合にのみ行使可能とされているため、既存株式の希薄化が生じるのは、当社グループの利益成長が実際に達せられた場合のみとなります。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の希薄化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受できることができるため、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	ジェイコムホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオフィスタワー19階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡本泰彦
(4) 事 業 内 容	総合人材サービス事業、介護関連サービス事業、マルチメディアサービス事業
(5) 資 本 金	1,360,285千円（平成27年8月31日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成5年9月22日
(7) 発 行 済 株 式 数	9,806,000株（平成27年10月14日現在）
(8) 決 算 期	5月31日
(9) 従 業 員 数	1,118名（連結）
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社東京三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行

大株主及び持株比率 (12) (平成27年5月31日現在)	岡本 泰彦	36.52%
	有限会社マナックス	8.57%
	ジェイコムホールディングス株式会社	6.50%
	岡本 久美子	2.86%
	株式会社テー・オー・ダブリュー	2.86%
	岡本 真奈	2.35%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.04%
	BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJ JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.64%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.55%
三品 芳機	1.53%	

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	割当予定先は、当社株式2,625,800株(所有割合50.10%)を所有しており、当社を連結子会社としております。
人 的 関 係	割当予定先の取締役である岡本泰彦氏、我堂佳世氏及び野口洋氏、並びに、割当予定先の使用人である一ノ瀬慎太郎氏は、当社の取締役を兼務しております。
取 引 関 係	割当予定先の子会社であるジェイコムは、当社に対し、人材サービスを提供しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、割当予定先の連結子会社であるため、当社は割当予定先の関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期
連 結 純 資 産	5,011,334	4,638,083	4,942,354
連 結 総 資 産	6,225,603	8,558,039	9,278,908
1株当たり連結純資産(円)	546.25	522.56	537.79
連 結 売 上 高	15,196,209	14,951,894	18,067,776
連 結 営 業 利 益	798,816	303,767	470,160
連 結 経 常 利 益	906,305	374,044	502,726
連 結 当 期 純 利 益	599,440	259,570	331,256
1株当たり連結当期純利益(円)	65.34	28.29	36.13
1株当たり配当金(円)	30.00	30.00	30.00

(単位：千円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先であるジェイコムホールディングスは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が平成27年8月28日付で東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、ジェイコムホールディングス、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

ジェイコムホールディングスは、当社の親会社であり、当社及び当社を含めた当社グループの現在の経営状態及び経営方針についての十分な理解があり、グループの基盤をより一層強化できること、運転資金を確保し、本新株予約権が行使された場合には、自己資本を充実させることが可能となることから、ジェイコムホールディングスを割当予定先として交渉した結果、本新株予約権付社債を引き受けていただくことに同意いただきました。

(3) 割当予定先の保有方針

ジェイコムホールディングスは、当社の親会社であり、当社株式を長期保有する方針であることを平成27年10月に当社担当役員がジェイコムホールディングス担当役員から口頭で確認しております。

また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとされており、当社は、ジェイコムホールディングスとの間で締結する本新株予約権付社債に係る総額引受契約書（平成27年11月2日締結予定）においてもその旨を規定する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ジェイコムホールディングスが近畿財務局長に提出した直近の第1四半期報告書（第23期）に記載された連結の売上高、総資産、純資産、現預金等の規模（売上高 5,165,318 千円・総資産 19,282,577 千円・純資産 7,394,050 千円・現預金 3,634,443 千円）を確認した結果、本新株予約権付社債に係る払込金額の払込みについて問題はないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成27年6月30日現在）		募集後	
ジェイコムホールディングス株式会社	26.17%	ジェイコムホールディングス株式会社	35.35%
株式会社シバノ	25.01%	株式会社シバノ	21.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	6.90%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	6.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	4.45%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	3.89%
野村信託銀行株式会社（投信口）	2.70%	野村信託銀行株式会社（投信口）	2.36%
池銀キャピタルニュービジネスファンド 3号投資事業有限責任組合 無限責任組 合員 池田泉州キャピタル株式会社	2.56%	池銀キャピタルニュービジネスファンド 3号投資事業有限責任組合 無限責任組 合員 池田泉州キャピタル株式会社	2.24%
サクセスグループ従業員持株会	1.65%	サクセスグループ従業員持株会	1.45%
NOMURA INTERNATIONAL PLC 910384 （常任代理人 SMBC 日興証券株式会社）	0.86%	NOMURA INTERNATIONAL PLC 910384 （常任代理人 SMBC 日興証券株式会社）	0.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口2）	0.77%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口2）	0.67%
久芳 敬裕	0.60%	久芳 敬裕	0.52%

（注1）上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

（注2）募集前の大株主及び持株比率は、平成27年6月30日時点の株主名簿を基準としております。なお、ジェイコムホールディングスが平成27年6月1日より実施した当社普通株式に対する公開買付けの

結果、同年7月3日をもって、同社の持株比率は50.10%となっております。また、株式会社シバノにつきましては、同社が同年7月3日に提出した変更報告書 No.2 によれば、上記公開買付けに応募した結果、同年6月29日をもって、同社の持株比率は9.05%となっております。

(注3) 募集後の大株主及び持株比率は、平成27年6月30日時点の株主名簿を基準として、本新株予約権付社債の転換による株式(744,047株)の増加後の数を記載しております。なお、上記注(2)に記載のジェイコムホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け及び株式会社シバノによる同公開買付けへの応募を踏まえた、募集後の持株比率は、ジェイコムホールディングスが56.32%、及び、株式会社シバノが7.92%となります。

8. 今後の見通し

本件第三者割当が当社業績に与える具体的な影響額については、現時点では未定であり、確定次第速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件第三者割当に係る取引は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成27年9月8日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は、以下のとおりです。

「ジェイコムホールディングス株式会社は、当社議決権の50.1%を保有する親会社であり、支配株主にあたりますが、当社は、事業戦略や資本政策等を主体的に検討・決定の上、事業活動を展開しております。また、少数株主の保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれの無い独立性を有する社外取締役・社外監査役を設置することとしております。」

当社は、本新株予約権付社債の発行を決定するにあたり、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じていることなどから、本新株予約権付社債の発行に係る決定は上記の指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者算定機関であるプルータスより本件評価報告書を取得し、前記「5. (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、割当予定先にとって特に有利な条件に該当しないと判断しております。

また、代表取締役会長岡本泰彦、代表取締役社長野口洋及び取締役我堂佳世はジェイコムホールディングスの取締役を兼務し、取締役一ノ瀬慎太郎はジェイコムホールディングスの使用人を兼務しているため、利益相反を可能な限り回避する観点から、本新株予約権付社債の発行に関する議案の審議及び決議に際しては、まずは、同人らを除く取締役及び監査役による審議並びに同人らを除く取締役による決議を行い、これに参加した取締役の全員一致の賛成により当該議案の取締役会決議を行いました。そし

て、その後、さらに、会社法第 369 条の規定に基づく定足数を確実に満たすという観点から、当該議案について代表取締役会長岡本泰彦を除く全取締役及び全監査役による審議並びに代表取締役会長岡本泰彦を除く全取締役による決議を行い、これに参加した取締役の全員一致の賛成により当該議案の取締役会決議を行いました。

なお、上記いずれの取締役会においても、当社監査役全員が出席し、本新株予約権付社債の発行につき異議がない旨の意見を表明しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者からの入手した意見の概要

本新株予約権付社債の発行は、上場会社が支配株主との間で重要な取引等を行うことについての決定をする場合に該当しますので、東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の 2 に基づき、当社の支配株主である割当予定先と利害関係を有しない社外監査役である杉本創氏及び同じく社外監査役であり弁護士でもある鈴木康之氏より、平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会において、当社が本新株予約権付社債を発行することについての決定は、①本新株予約権付社債の発行の目的が当社の企業価値向上を目指すものであって正当であると認められること、②本新株予約権付社債の内容は当社少数株主の利益に配慮したものであり、かつ、本新株予約権付社債の発行価額は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関の算定結果に照らし不当と認められる事情はなく、本新株予約権付社債の取引条件は公正な内容であると認められること、及び、③本新株予約権付社債の手続に関しては、当社と割当予定先との間の協議・交渉過程において特段不合理な点は認められず、当社における意思決定過程についても利益相反となり得る立場にある者を審議及び決議に参加させず、利益相反を回避するための措置が取られており、本新株予約権付社債の発行は、当社の事業拡大に寄与するものであることを鑑みると、当社少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を述べております。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
連結売上高	7,248,043 千円	8,673,937 千円	10,113,152 千円
連結営業利益	412,883 千円	559,625 千円	369,406 千円
連結経常利益	660,212 千円	705,642 千円	682,291 千円
連結当期純利益	353,138 千円	400,888 千円	396,977 千円
1 株当たり連結当期純利益	72.33 円	76.49 円	75.75 円
1 株当たり配当金	－円	25 円	30 円
1 株当たり連結純資産	266.24 円	327.76 円	378.49 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 27 年 10 月 14 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,241,000 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	2,500 円	1,190 円	1,890 円
高 値	3,830 円	3,810 円	2,069 円
安 値	2,500 円	1,623 円	1,260 円
終 値	1,188 円	1,883 円	1,307 円

(注1) 平成24年12月期の始値・高値・安値・終値は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。平成24年8月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。また、当社は、平成25年1月1日付で株式分割（1株につき3株）を行っており、平成24年12月期の株価は当該株式分割前の株価となっております（但し、平成24年12月期の終値のみ当該株式分割後の株価に換算して表示しております。）。なお、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）については、平成25年4月26日に上場廃止の申請を行い、平成25年6月11日に上場廃止となっております。

(注2) 平成25年12月期の始値は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるもので、高値・安値・終値は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。当社株式は、平成25年4月24日付で東京証券取引所（市場第二部）に上場しております。

(注3) 平成26年12月期の始値・高値は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。安値・終値は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。当社株式は、平成26年4月24日付で東京証券取引所（市場第一部）に上場しております。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	1,208 円	1,495 円	1,259 円	1,205 円	1,190 円	1,242 円
高 値	1,208 円	1,629 円	1,329 円	1,370 円	1,342 円	1,345 円
安 値	1,166 円	1,248 円	1,190 円	1,061 円	1,111 円	1,240 円
終 値	1,195 円	1,349 円	1,209 円	1,184 円	1,290 円	1,344 円

(注) 平成27年10月の株価につきましては、同月14日までの状況であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成27年10月14日
始 値	1,298 円
高 値	1,345 円
安 値	1,290 円
終 値	1,344 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、別紙「サクセスホールディングス株式会社第1回無担保
転換社債型新株予約権付社債発行要項」をご参照ください。

以 上

サクセスホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

1. 社債の名称
サクセスホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額
金1,000,000,000円
3. 各社債の金額
金100,000,000円の1種
4. 払込金額
本社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
本社債には利息を付さない。
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
平成27年11月2日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
平成27年11月2日
10. 募集の方法
第三者割当の方法により、ジェイコムホールディングス株式会社に全額を割り当てる。
11. 本社債の償還の方法及び期限
(1) 満期償還

本社債は、平成 34 年 11 月 1 日（以下「償還期限」という。）にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還（プットオプション）

本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）は、平成 31 年 4 月期の当社の有価証券報告書提出日の翌月 1 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を金額 100 円につき金 100 円での割合で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の遅延損害金

償還期限に弁済の提供がなされなかった場合、当該元本について、償還期限の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

13. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時、本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 10 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債の払込金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（本号(ハ)①において定義する。但し、同②によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 当初転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、金 1,344 円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで（以下の算式に

において「当該期間」という。)に、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。

る。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年8月1日から平成34年11月1日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

(イ) 本新株予約権者は、平成29年4月期乃至平成31年4月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が下記①及び②に掲げる条件を満たしている場合、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

①平成29年4月期乃至平成31年4月期のいずれかの事業年度における経常利益が800百万円を超過した場合

行使可能割合：50%

②平成29年4月期乃至平成31年4月期のいずれかの事業年度における経常利益が900百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、本社債につき期限の利益を喪失した場合は、割当てられた本新株予約権の100%を上記(5)記載の行使期間において行使することができる。

(ハ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に

到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合の承継会社等（吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日

から、本項(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (へ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本項(8)号に準じて決定する。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本項(13)号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債権者は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であつて、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保提供制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(へ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 譲渡制限

本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

18. 償還金事務取扱場所（償還金支払場所）

サクセスホールディングス株式会社 管理部

19. 社債権者に対する通知の方法

本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 行使請求受付場所

サクセスホールディングス株式会社 管理部

22. 準拠法

日本法

23. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上